

【今年から大きく変わる配偶者をめぐる控除と4つの壁】

「配偶者控除」を受けられなくなる、いわゆる「103 万の壁」というのをお聞きになられた方も多いと思いますが、実際はお給料の年収が 103 万円をこえても配偶者については控除額（所得から引ける金額）がなくなって税金が急激にアップすることはありません。

昭和 63 年に「配偶者特別控除」という制度がつくられていて、最高 38 万円の控除額が一気に 0（ゼロ）になるのではなく、徐々に 0（ゼロ）に近づいていく仕組みになっているためです。

【で、結局のところどう変わるのか？】

ポイントはご本人と配偶者、【おふたりの所得の両面から判断しなくてはいけない】という点です。

以下、一般的な「ご主人と奥様」という表現を用いて解説します。

結果として税金が高くなる人、低くなる人、両方出てきますので早見表で影響をご確認ください。

<配偶者控除と配偶者特別控除を合計した、控除額の早見表（給与収入のみと仮定）>

ご主人の年収 奥様の年収	改正前		改正後			
	1,220万以下	1,220万超	1,120万以下	1,120万超 1,170万以下	1,170万超 1,220万以下	1,220万超
98万以下	38	38	38	26	13	0
98万超100万以下	38	38	38	26	13	0
100万超103万以下	38(*1)	38	38	26	13	0
103万超105万未満	38	0	38	26	13	0
105万以上106万未満(*2)	36	0	38	26	13	0
106万以上110万未満	36	0	38	26	13	0
110万以上115万未満	31	0	38	26	13	0
115万以上120万未満	26	0	38	26	13	0
120万以上125万未満	21	0	38	26	13	0
125万以上130万未満(*3)	16	0	38	26	13	0
130万以上135万未満	11	0	38	26	13	0
135万以上140万未満	6	0	38	26	13	0
140万以上141万未満	3	0	38	26	13	0
141万以上150万以下(*4)	0	0	38	26	13	0
150万超155万以下	0	0	36	24	12	0
155万超160万以下	0	0	31	21	11	0
160万超167万以下	0	0	26	18	9	0
167万超175万以下	0	0	21	14	7	0
175万超183万以下	0	0	16	11	6	0
183万超190万以下	0	0	11	8	4	0
190万超197万以下	0	0	6	4	2	0
197万超201万以下	0	0	3	2	1	0
201万超	0	0	0	0	0	0
収入がすべて「お給料」だと簡略化して記載しています。				⇒控除が増える(減税)		
単位は万円です。				⇒控除が減る(増税)		

(※1)改正前は、ここを超えると配偶者控除が適用されないのが「103 万の壁」と呼ばれていました。

改正後も配偶者控除の適用は年収 103 万まで、のままですが、代わりに配偶者特別控除として 38 万円の最高額が適用される年収は大幅に伸びています。(※4 のレンジまで)

(※2)H28. 10 から、奥様が社保の被用者数 501 人以上の企業にお勤めで所定労働時間が週 20 時間以上などの要件を満たす場合は、ご自身で社会保険に加入する義務が出ています。

あらたに「106 万の壁」と呼ばれています。

(※3)同居の奥様の年収が 130 万未満かつご主人の年収の 1/2 未満であれば、いわゆる「社保の扶養」に入れます。こちらは従前からある「130 万の壁」です。

(※4)配偶者控除、配偶者特別控除のいずれを問わず控除額の最高 38 万円を適用できるのは、奥様の年収が 150 万円まで、となります。あらたに「150 万の壁」と言われています。

(※5)年収 1, 120 万⇒所得 900 万, 年収 1, 170 万⇒所得 950 万, 年収 1, 220 万⇒所得 1, 000 万、となります。